



11月は「児童虐待防止推進月間」

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に閉め出す など
性的虐待	性的ないたづらをする、性的関係を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	適切な衣食住の世話をしない、子どもを家に残して外出する、重い病気になっても病院へ連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する など
心理的虐待	言葉で脅す、子どもの心を傷つけることを言う、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

子どもの前で配偶者などに、暴力・暴言・無視などすることも心理的虐待です。

体罰は法律で禁止されています

たたく・ける
長時間の正座
どこかにとじこめられる
無視される
きょうだいと比べてけなす
産まれてきたことを否定される

こんなことも子どもの権利を侵害する行いです。

子育てやしつけなどで困ったらまずはご相談を

敦賀市子ども家庭相談室や児童相談所では、子ども（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じています。あなたと一緒に解決方法を考えます。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

児童相談所 相談専用ダイヤル

いちはやく おなやみを
0120-189-783

相談窓口

敦賀児童相談所 ☎ 22 - 0858
相談時間 平日 8:30 ~ 17:15
(虐待の通告や緊急の場合: 24時間 365日)
児童家庭課 子ども家庭相談室 ☎ 22 - 8223
相談時間 平日 8:30 ~ 17:15
(祝日、年末年始は除く)

児童虐待防止啓発イベント

- ▶パネル展
11/1(火)~16(水) 市役所1階 オープンスペース
11/17(木)~24(木) 敦賀市こどもの国
11/24(木)~30(水) 敦賀駅交流施設オルパーク



▲令和3年度パネル展の様子



11/12~25は「女性に対する暴力をなくす運動期間」

パープルリボンは「女性への暴力の根絶」を訴えるシンボルです。

DV・デートDVをなくそう

DV（配偶者などからの暴力）・デートDV（交際している相手からの暴力）には身体的なものだけでなく、「言葉で傷つける」「行動を制限する」などの精神的なものも含まれます。どんな理由があっても暴力は許されません！



DVにはサイクル（周期）があり、何度も繰り返されると言われています。

DVの特徴や影響

- ・相手を支配しようとするのがDVの特徴
- ・家庭内で起こるため潜在化しやすく、周囲が気づきにくい
- ・けがなどの身体的な影響や、自尊心の低下、絶望感、無力感、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど精神的にもダメージを受ける
- ・子どもに直接暴力が及んでいない場合でも、さまざまな心身の症状が表れることがある

DV相談 全国共通短縮ダイヤル

は れ れ ば
8008

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ
8891

SNS相談
Cure time



相談窓口

市民協働課 ☎ 23 - 5411
☎ danjo-soudan@ton21.ne.jp
(メールでの相談の場合は受信できるように設定を確認してください)
相談時間 平日、第2・第4土曜日 8:30 ~ 17:15
(第1・第3金曜日は 20:00 まで)
相談場所 男女共同参画センター（南公民館3階）

DV・デートDV防止啓発イベント

▶パープル吊るし鶴の展示

11/12(土)~25(金) 敦賀駅交流施設オルパーク
11/29(火)~12/27(火) 総合運動公園体育館

※女性に対する暴力根絶のシンボルカラーにちなみ、市内小中学生とつがる男女共同参画ネットワークに協力をいただき制作した紫色の吊るし鶴を展示



▶パネル展

11/12(土)~18(金) 敦賀駅交流施設オルパーク
11/11(金)~28(月) 市役所1階 オープンスペース

▶啓発書道アートの展示

11/11(金)~28(月) 敦賀信用金庫 本店 ショーウィンドー

▶パープルリボンイルミネーションの点灯

11/10(木)~29(火) 南公民館

▶啓発図書コーナーの設置

11/1(火)~30(水) 市立図書館エントランス